平成２８年（フ）第１３２１号
大阪府門真市月出町18番15―101号、前住所大阪市旭区大宮４丁目11番17―806号
債務者　宮内　將任
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　謙二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１６３号
静岡市駿河区登呂２丁目５番30―202号
債務者　中西　拓也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊代田雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第３９１号
札幌市豊平区平岸３条７丁目10番12号　ウイング７―202号
債務者　増田　礼子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第７号
秋田県能代市字松長布301番地12
債務者　相澤　聡逸
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
秋田地方裁判所能代支部
平成２８年（フ）第５０９号
愛知県日進市赤池町村東104番地１　レオネクストクレセント赤池203
債務者　鬼頭　明子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　昇之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４２９号
愛知県あま市七宝町安松小新田本町17番地
債務者　山田　秀之
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７４号
山梨県甲府市里吉２丁目10番　13号棟424号室、住民票上の住所山梨県甲府市蓬沢１丁目４番３号
債務者　三井亜希子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第６３号
奈良市三条大路１丁目２番２―205号
債務者　川崎　隆信
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
奈良地方裁判所
平成２８年（フ）第８４号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目16番50号
債務者　中尾　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
奈良地方裁判所
平成２８年（フ）第７５号
熊本市東区東野１丁目１番７号　第12三共ビル201号室
債務者　片山　真理
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第２８号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田632番地２
債務者　髙**橋**　望
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２８年（フ）第３４号
山形県米沢市御廟２丁目４番20号　コーポマイルーム106号室
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２７年（フ）第１２００号
千葉市稲毛区小中台町291番地８サンボナール小中台105号
債務者　松崎　廣一
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第１２０１号
千葉市稲毛区小中台町291番地８サンボナール小中台105号
債務者　松崎　美香
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２８年（フ）第１６５号
千葉市中央区登戸５丁目９番10号　ＭＩＫハイツ101
債務者　福田　浩司
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２８年（フ）第１６７号
千葉市中央区祐光２丁目15番12号　ビューパレス千葉104号
債務者　石塚ゆかり（旧姓時永）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２８年（フ）第１７０号
千葉県市川市八幡５丁目14番１号　（アビア八幡203号）
債務者　大津　一也
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係